

高浜原発についての仮処分決定 避難計画部分

○2016年3月9日 大津地裁決定（原審） 住民勝訴

「債務者（電力会社）には、万一の事故発生時の責任は誰が負うのかを明瞭にするとともに、新規制基準を満たせば十分とするだけでなく、その外延を構成する避難計画を含んだ安全確保対策にも意を払う必要があり、その点に不合理な点がないかを相当な根拠、資料に基づき主張及び疎明する必要があるものと思料する。」

○同年7月12日 大津地裁決定（異議審） 原審を維持

○2017年3月28日 大阪高裁決定（即時抗告審） 住民敗訴

「これらの避難計画等の原子力災害対策については、様々な点において未だ改善の余地があり、現に避難訓練を踏まえた改善策等が検討されているものの、その取組み姿勢や避難計画等の具体的内容は適切なものであり、不合理な点があるとは認められない。」

川内原発についての仮処分決定 避難計画部分

○2016年4月6日 福岡高裁宮崎支部決定（即時抗告審）住民敗訴
「現行法制度の下においては、発電用原子炉施設に起因する原子力災害の発生等に対する周辺住民の避難計画が全く存在しないか又は存在しないのと同視し得るにもかかわらずあえて当該発電用原子炉施設を運転等するような場合でない限り、当該避難計画が合理性ないし実効性を欠くものであるとしても、その一事をもって直ちに、当該発電用原子炉施設が安全性に欠けるところがあるとして、当該発電用原子炉施設を設置、運転等する原子力事業者による周辺住民等の人格権（生命、身体に係る権利）に対する違法な侵害行為のおそれがあるということとはできないと解すべきである。

そうであるところ、認定事実によれば、本件避難計画等は、その内容が防災基本計画及び原子力災害対策指針に適合するものであって、原子力防災会議において、本件原子炉施設からの距離に応じた対応策が合理的かつ具体的なものとして定められていることを確認したとして了承されたものであるというのである。」

伊方原発についての仮処分決定 避難計画部分

○2017年7月21日 松山地裁決定（原審） 住民敗訴

「放射線防護施設において約7日間生活できる量の食糧及び生活物資等の備蓄及び供給体制は平成28年7月時点で整備中であること、放射線防護施設についても、収容可能人数とされる人数を収容することができるかは必ずしも明らかでない施設や、土砂災害警戒区域内にある施設があることなど、債権者らの危惧する点にも理解すべき点があり、これらの点については、今後適宜改善が必要であると考えられる。しかし、予防避難エリアにおいて屋内退避（ケース4）が必要となるのは、陸路避難、海路避難及び空路避難（ケース1～3）をすることができない場合に限られること、自然災害等により避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、警察組織、消防組織、海上保安庁及び自衛隊の実働組織による各種支援（ヘリコプターによる避難等）が予定されていることを踏まえると、債権者らが主張する点を踏まえても、本件避難計画が著しく合理性を欠くとまではいえないというべきである。」

伊方原発についての仮処分決定 避難計画部分

○2017年7月21日 松山地裁決定（原審） 住民敗訴
（つづき）

「ただし、これはあくまでも現時点における状況であって、今後原子力総合防災訓練が行われる過程等で見いだされた課題を踏まえた本件避難計画の適宜・適切な修正が行われないような場合には、本件避難計画が著しく合理性を欠くことになる事態も有り得るのであって、関係する機関において、今後も継続した訓練及び避難計画を含む原子力災害対策の見直しが必要となる。」

○2018年11月15日 高松高裁決定（即時抗告審） 住民敗訴
「伊方発電所は、抗告人らが指摘するように、佐田岬半島の付け根に立地しており、住民の中には、高齢者、避難行動要支援者（災害対策基本法49条の10）、幼児・児童等が多数含まれており、わが国の他の原子力発電所に比較しても、いったん、本件3号機で過酷事故が発生した場合の避難には困難が予想されるところである。」

伊方原発についての仮処分決定 避難計画部分

○2018年11月15日 高松高裁決定（即時抗告審） 住民敗訴
（つづき）

「運転手等の被ばく量が1 mSvを下回る場合でなければ、避難活動に協力を要請することができないことが明記されており、この協力態勢が全面緊急事態でも十分に機能するのについては疑問がある。」

「予防避難エリア内の住民全員を佐田岬半島外に避難させることができるほどの輸送力が確保されているとは認め難く」

「放射線防護施設は、現在も予防避難エリア内の住民に遠く及ばない収容能力しかない上、収容可能人数とされる人数を収容することができるかは必ずしも明らかでない施設や、土砂災害警戒区域内にある施設もあり、不十分との評価は免れないように思われる。」

「もっとも・・・本件避難計画が、存在しないのと同旨し得るようなものとまでは認められないから、これが合理性ないし実効性を欠くおそれがあったとしても、その一事をもって直ちに、相手方が原告人らの人格権を侵害するおそれがあるとはまではいえない。」

伊方原発についての仮処分決定 避難計画部分

○2019年3月15日 山口地裁岩国支部決定（原審） 住民敗訴
「例えば地震と過酷事故の同時災害となった場合に、債権者らの居住地の状況からすれば、債権者らが速やかに避難、屋内退避を行うことは容易ではないようにも思われる。」

「本件原子炉の運転等によって放射性物質が債権者らの居住地を含む周辺環境に放出される具体的危険が存在することが疎明されたとはいえないから、具体的危険性が存在することを前提とする債権者らの上記主張を採用することはできない。」

「自治体レベルでの対応が困難な事態に至った場合には、原子力災害対策本部の調整により、必要に応じ全国の実働組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による支援が実施されることとされており、政府を挙げて、その時々状況に応じた、全国規模のあらゆる支援が実施されることとなっている。」

○2020年1月17日 広島高裁決定（即時抗告審） 住民勝訴
避難計画については新たな判示なし 原審維持

女川原発についての仮処分決定

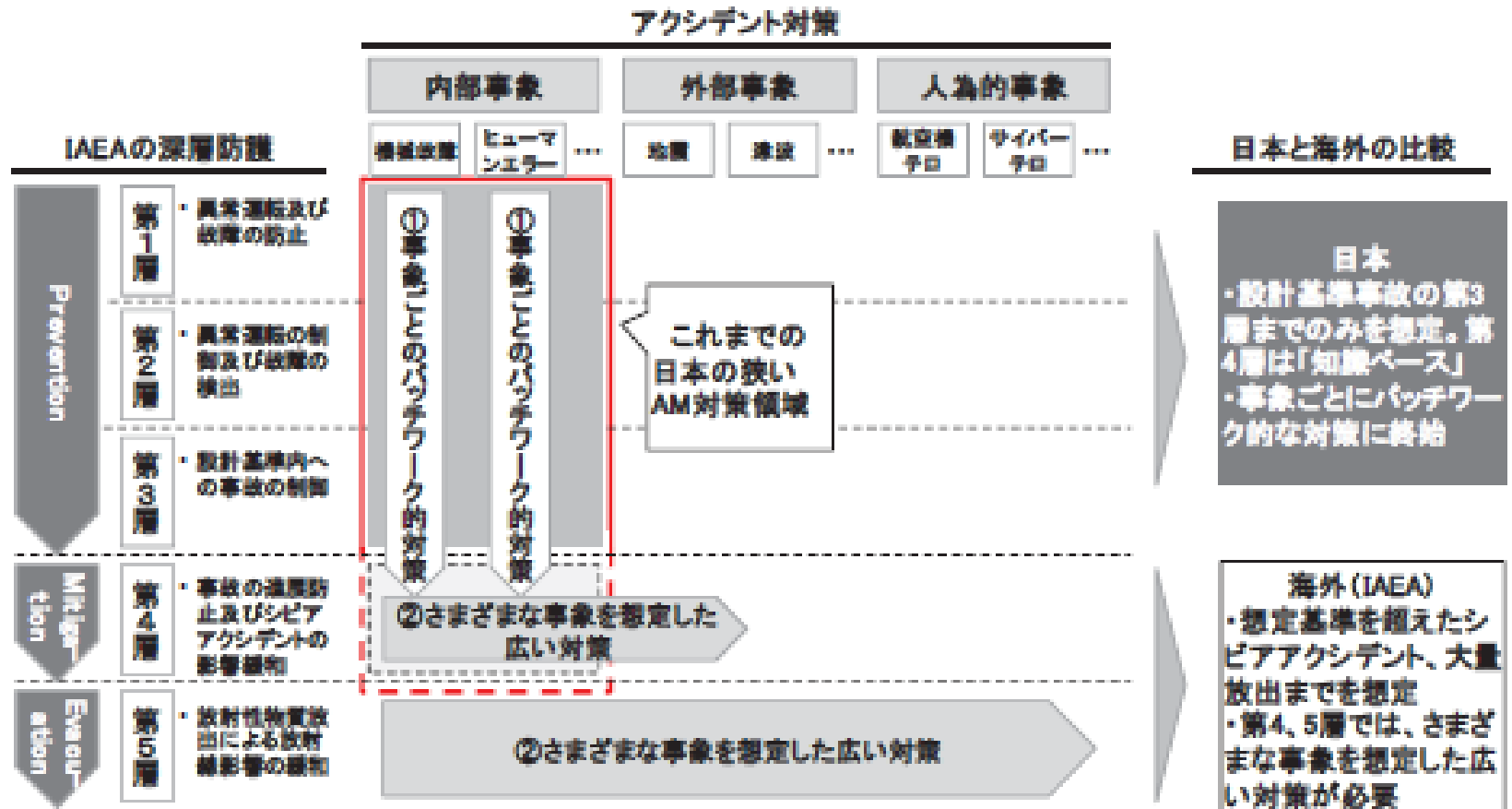
○2020年7月13日 決定（原審）

「（IAEAが5層の防護を設定し、各防護レベルが独立して有効に機能することが不可欠であること、避難計画については災害対策基本法及び原災特措法に基づいて措置がとられること）これらによれば、本件2号機において放射性物質放出事故が発生する具体的危険性の有無という第1層から第4層までの防護レベルとは無関係に、債務者らにおいて災害対策基本法及び原災特措法に基づく非難計画の作成、毎年の検討及び修正の義務を尽くす必要があることは、債権者らの指摘するとおりである。」

「しかし、債権者ら的人格権侵害を理由とする差止請求の可否という観点からは、本件2号機において放射性物質放出事故が発生する具体的危険性があることの主張疎明がない以上は、債権者らの生命又は身体が侵害される具体的危険性の存在は認められないといわざるを得ず、避難計画の実効性が欠如しているという債権者らの主張に係る事実のみをもって、債権者らの生命又は身体という人格権が侵害される具体的危険性があると解することまではできない。」

深層防護の考え方と日本の対応

海外では広い事象を想定し深層防護の第5層まで検討しているのに対し、日本では設計基準内の内部事象のみの狭い領域に対し、事象ごとのパッチワーク的なAM対策を行ってきた



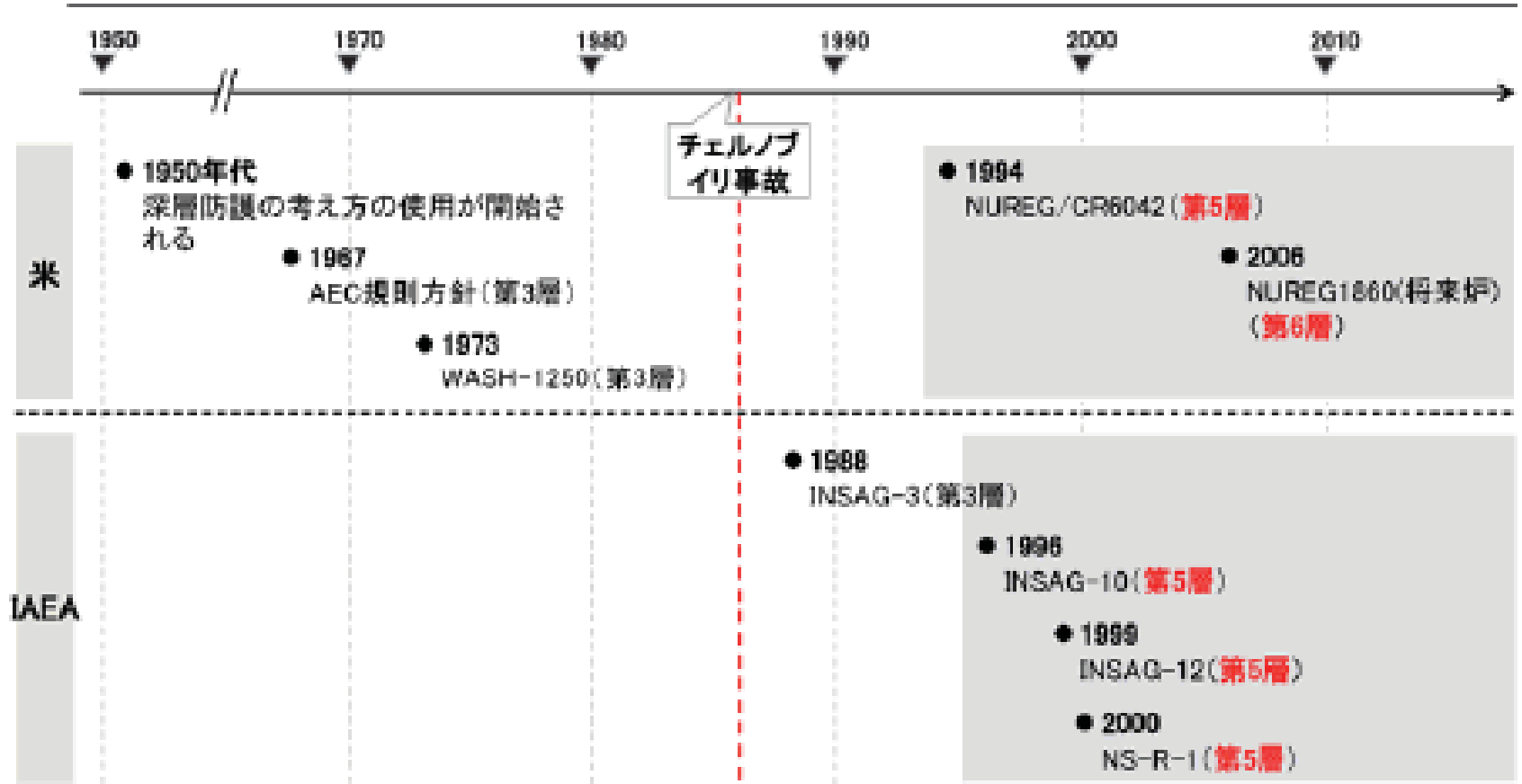
参考資料: 「IAEA基準の動向」JNES2011.3.2 National Diet of Japan Fukushima Nuclear Accident Independent Investigation Commission All Rights Reserved

図 1.3.3-1 深層防護の考え方と日本の対応

海外における深層防護の考え方の変遷

海外ではチェルノブイリ事故を契機に、1990年代半ばから深層防護の第5層の対策が示されてきた

深層防護の考え方の変遷



参考資料: 原子力安全委員会 意見交換会 議文基原第7-2号 “多重(深層)防護の観点と今後の方向性”

図 1.3.3-2 海外における深層防護の考え方の変遷

船舶安全法

第一条 日本船舶ハ本法ニ依リ其ノ堪航性ヲ保持シ且人命ノ安全ヲ保持スルニ必要ナル施設ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

第二条 船舶ハ左ニ掲グル事項ニ付国土交通省令（漁船ノミニ関スルモノニ付テハ国土交通省令・農林水産省令）ノ定ムル所ニ依リ施設スルコトヲ要ス

一から五 略

六 救命及消防ノ設備

航空法

11条1項

「航空機は有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない。」

「耐空証明」

国土交通大臣が、当該航空機が、国土交通省令で定める安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準等に適合することを認めたとときに発するもの（同法第10条第4項）。

上記国土交通省令で定める基準

「航空機は、非常着陸の際に、航空機内にある者がすみやかに脱出できるような設備を有するものでなければならない。」



(東京電力福島第一原発事故対応におけるDMATの活動(原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会被ばく医療分科会第30回会合資料))

56

新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会

第1回 2017年9月19日 進め方

第2回 2018年1月12日 避難に係る課題を抽出等

第3回 2018年3月29日 視察（PAZ内、特別養護老ホーム等）
視察を踏まえた意見交換

第4回 2018年9月10日 事故情報等の伝達、放射線モニタリング

第5回 2018年12月25日 事故情報等の伝達、放射線モニタリング
福島第一原発事故時の避難状況について講演

（2019年3月 新潟県原子力災害広域避難計画 策定）

第6回 2019年6月4日 事故情報等の伝達、放射線モニタリング、屋内退避

第7回 2019年9月3日 事故情報等の伝達・放射線モニタリングの論点整理
屋内退避、要配慮者防護

（2019年11月8日、9日 新潟県の避難訓練 視察）

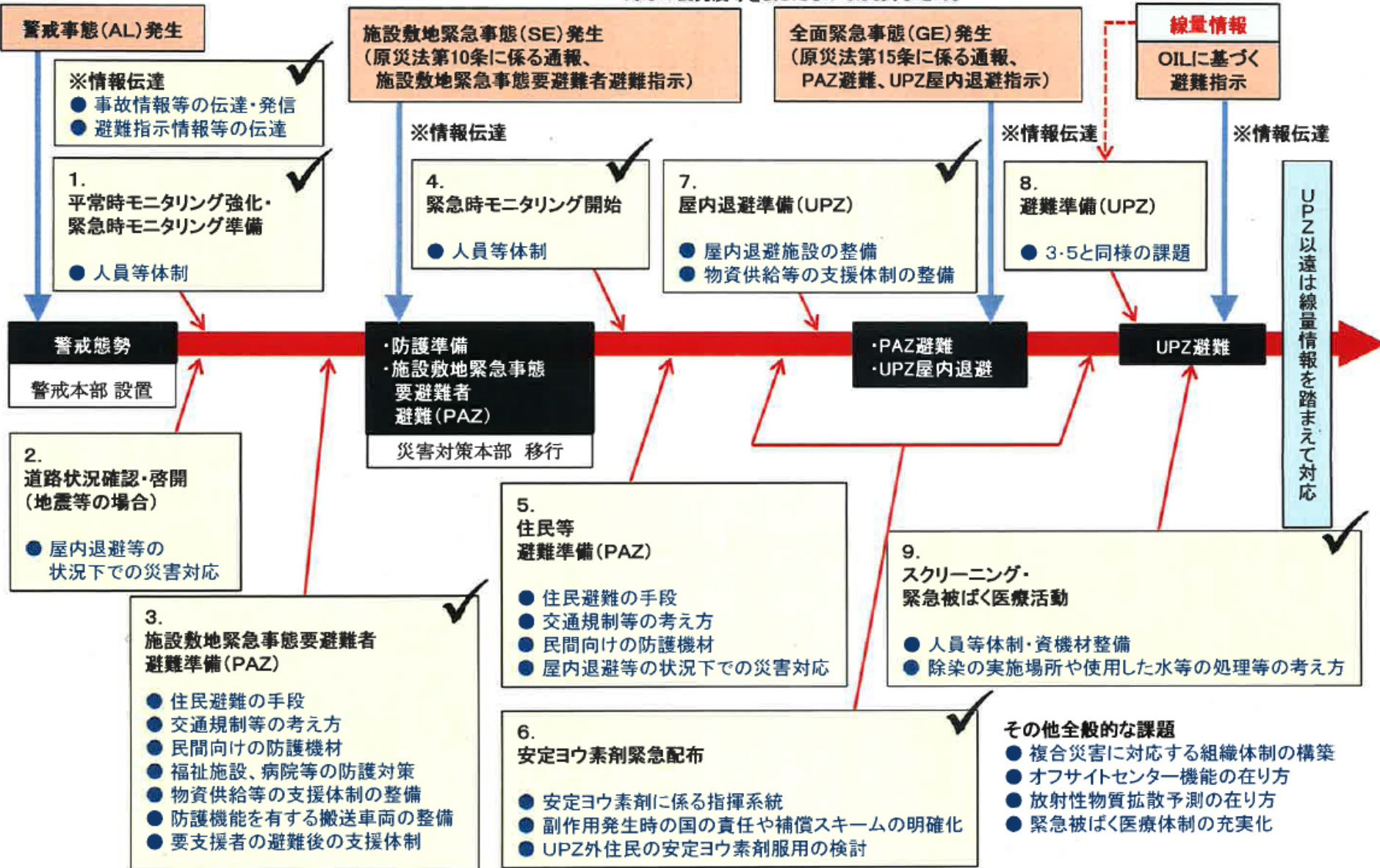
第8回 2019年11月12日 事故情報等の伝達・放射線モニタリングの論点
整理、屋内退避、スクリーニング、安定ヨウ素剤
配布、防災訓練

第9回 2020年2月4日 スクリーニング、安定ヨウ素剤の配布

新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会

第10回	2020年7月14日	スクリーニング、安定ヨウ素剤の配布など
第11回	2020年8月11日	スクリーニング、安定ヨウ素剤、屋内退避、 新型コロナウイルス感染症対策など
第12回	2020年9月10日	安定ヨウ素剤、P A Z・U P Zの防護措置 災害時の燃料

原子力災害時の対応とその課題例 (●:各対応に係る課題例) *ある一つのケースを模式的に表現したものであり、対応の優先度等を表したものではありません。



委員会での指摘事項

- 教育機関(幼稚園、保育園、小学校ほか)の対応
- 妊産婦、18歳以下の未成年の対応
- モニタリング体制
- 自主避難者の影響
- 複合災害時の自然災害の影響
- テロ等による影響
- PAZ・UPZ区分の設定
- 県外避難
- 圏外の通勤通学者の影響
- 事故を起こした号機数の増加による影響
- 風向による影響
- 季節(雪)による影響
- 事業者からの情報伝達
- 燃料の問題
- 住民がとるべき防護行動とその理解度
- 発災時刻(平日・休日、昼間・夜間など)の影響

事故情報等の伝達・モニタリングについて 現状での委員会の意見

本委員会では、第四回委員会より、事故対応、災害対応の基礎となる事故情報等の伝達体制、放射線モニタリングについての議論をすすめてきた。委員会において、事故情報等の伝達体制、放射線モニタリングについて、多くの課題が指摘されたが、東京電力、原子力規制庁からは、それらについての十分な説明を得ることはできなかった。

少なくとも、様々な知見を持つ専門家である当委員会委員の総意として、「十分な説明を得られていない」と感じたという感覚は極めて重要である。委員ですら、初期の事故情報や放射線情報がどのように伝わるか疑念が残るということは、初動期の事故情報や放射線情報が適切に住民に伝わる担保がないことを証明しているといえよう。

(第8回委員会 配布資料 資料No. 1)

安定ヨウ素剤の配布計画に係る第 11 回避難委員会の質問事項への回答

- ① 安定ヨウ素剤服用に至る基準（I A E A（国際原子力機関）の文書）
- ② 安定ヨウ素剤の配布と服用の指示を出さなければならない事故想定などの事例を示していただきたい。

- ① 最初の 7 日間で 50mSv

参考 P64 参照

- ② 第 11 回避難委員会において回答したとおり、モニタリングポストの運用とともに、ヨウ素サンプラの測定値を確認し、I A E A の服用の基準に照らすとともに、放射性物質の浮遊の状況等様々な状況も見極めた上で対応する旨を第 10 回避難委員会において、原子力規制庁の山本調整官から説明しており、内閣府としても、それが安定ヨウ素剤の服用を判断する具体的な事例であると考えている。

【新潟県の検査方式】

所要時間(入場から退場まで)	乗員検査	安定ヨウ素剤配布	車両除染	ゲートモニタ通過	車両指定箇所検査時間	市町等	車種
39分22秒	全員 (24名)	車両除染後 バス配布	有	一時停止 2回	5分35秒	長岡市①	大型 バス
25分57秒	全員 (23名)	乗員検査後 テント配布	無	一時停止 2回	3分50秒	燕市	マイクロ バス
24分39秒	全員 (20名)	乗員検査後 テント配布	有	一時停止 2回	3分48秒	出雲崎町	マイクロ バス

【国の検査方式】

所要時間(入場から退場まで)	乗員検査	安定ヨウ素剤配布	車両除染	ゲートモニタ通過	車両指定箇所検査時間	市町等	車種
3分51秒	無	無	無	徐行	2分15秒	東京電力①	普通車
3分49秒	無	無	無	徐行	3分05秒	見附市	大型 バス
3分17秒	無	無	無	徐行	2分05秒	東京電力②	普通車
(参考) 31分51秒	代表者 (1名)	車両除染後 バス配布	有	徐行	6分11秒	長岡市②	大型 バス

※長岡市②については、代表者検査を受けるために降車した乗員が報道から取材を受けた時間も含んでいるため、参考とした。

【人検査の時間測定結果】

1人あたり平均1分17秒

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時
における防護措置の基本的な考え方について

令和2年6月2日
内閣府政策統括官（原子力防災担当）

今般の新型コロナウイルスのような感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。

そのため、原子力災害時においては、各地域の緊急時対応等に基づく防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画等による感染防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期すこととする。

その上で、標記における防護措置の基本的な考え方は、下記の通りであり、各道府県においては、各地域の実情を踏まえつつ、当面の対応及び避難計画等の見直しにおける参考とされたい。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症を超えるような感染症の蔓延時における対応については、必要に応じ、別途検討を行っていく。

記

- 感染症流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行うこととなる。
 - 具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
 - 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わない。
 - 自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難する。
- ※ なお、避難所における感染症防止対策については、基本的に、自然災害の場合と原子力災害の場合とで異なるところはなく、この点に関して新型コロナウイルス感染症対策として内閣府政策統括官（防災担当）等の発出した通知文書（別添参照）は、原子力災害の場合にも、原則適用される。

以上

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

R2. 5. 20
第1版

専用階段、専用トイレの確保をする。（専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な者との兼用は不可。）

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

軽症者等（一時的）

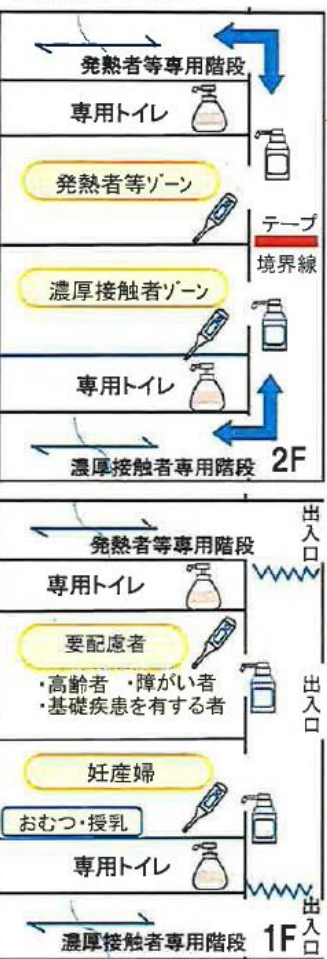
・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましい。

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発生したと疑われる者の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

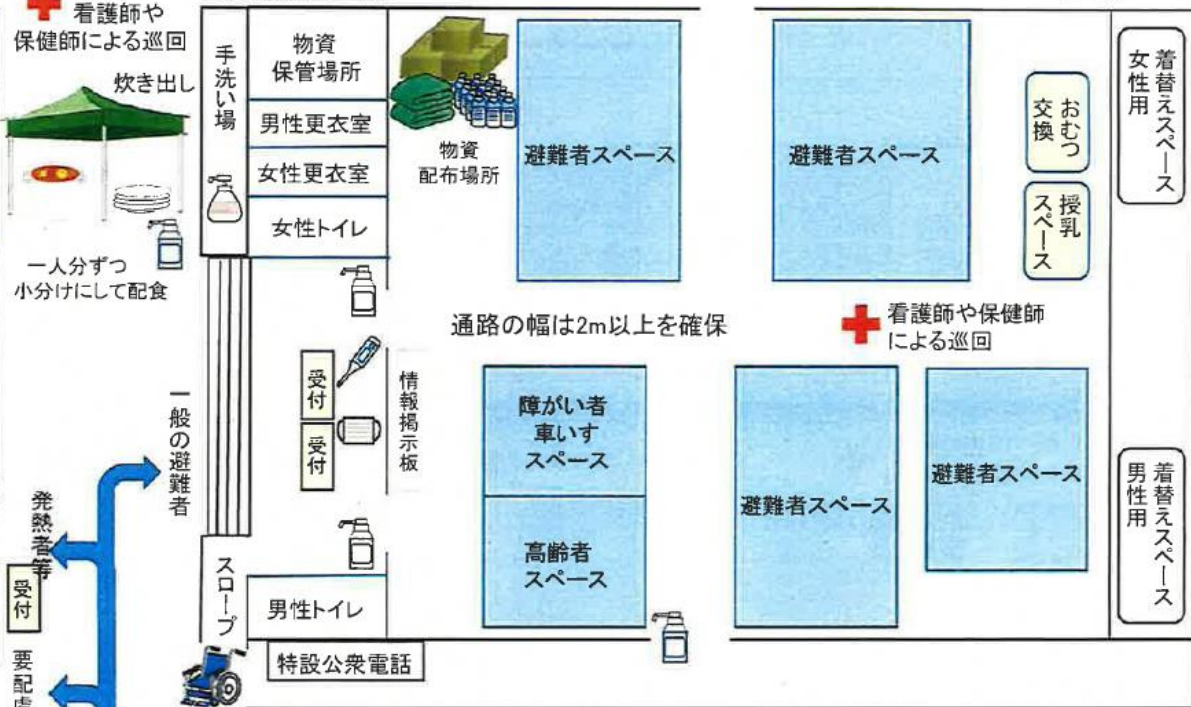
・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一般地内の別の建物とする。
同一一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

〈専用スペース〉



〈集合スペース〉



受付時でのチェック

- 避難者カードの記入
- 発熱、咳等、体調の確認
- 要配慮等の確認 など

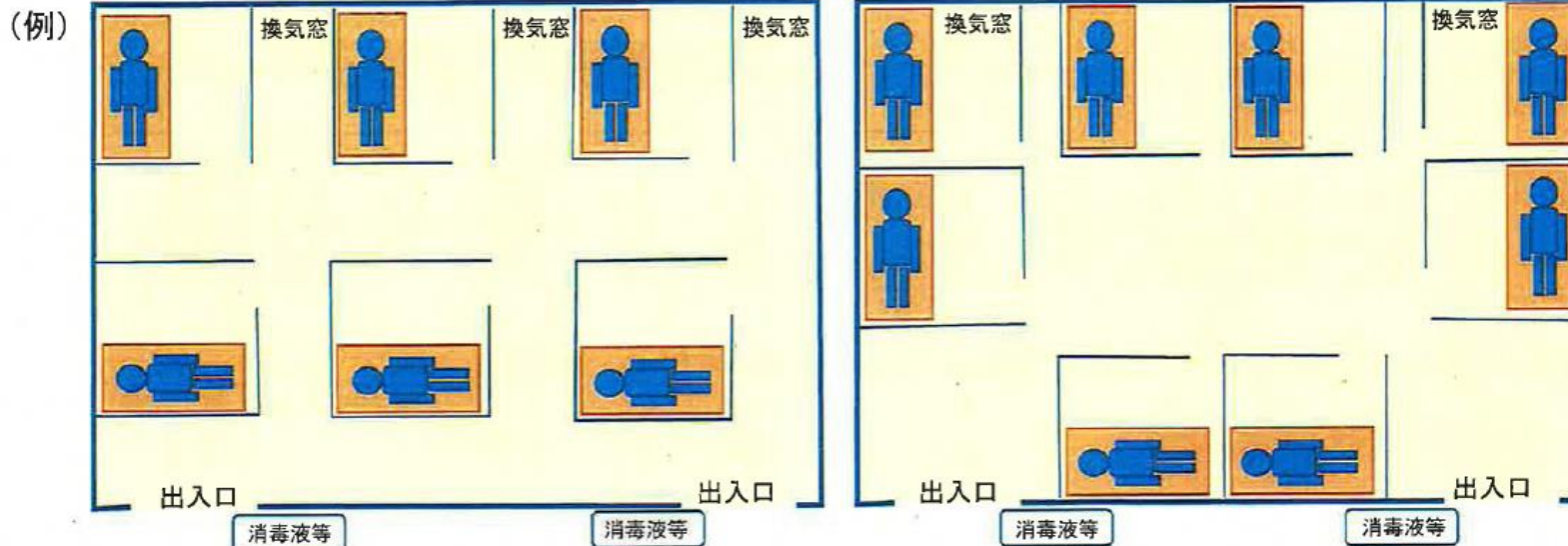
用意するもの

- ・体温計（非接触型）
- ・アルコール消毒液（手指用）
- ・次亜塩素酸溶液
- ・ハンドソープ、ウェットティッシュ
- ・フェイスシールド
- ・ビニールシート
- ・使い捨て手袋 など

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

- 発熱・咳等のある者は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある者より優先して個室管理とする。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」
(2020年5月21日付内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)他)